

## 在宅サービスの利用限度額

要介護・ 要支援区 分	想定される状態	居宅介護サービス費等及び介護予防サービス費等			
		支給 限度額 (月額)	ご利用者 1割負担額 (月額)	ご利用者 2割負担額 (月額)	ご利用者 3割負担額 (月額)
要支援1	日常生活上の基本動作をほぼ自分で行うことができるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作において何らかの支援を要する状態。	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、何らかの支援が必要となる状態。	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態。	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態。	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

- 限度額の範囲内でサービスを利用したときは、実際にかかった費用の1割(2割・3割)が自己負担となります。
- 平成30年8月より介護保険負担割合証に基づいた負担割合が適用されます。
- 限度額を超えてサービスを利用した時は、超えた分が全額自己負担となります。

## 自己負担額の上限額 (高額介護サービス費)

■2021年8月より変更が予定されています。

対象となる方	負担の上限額 (月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円 (世帯) <sup>*</sup>
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円 (世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円 (世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人) <sup>*</sup>
生活保護等を受給している方等	15,000円 (個人)

\*「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

- 支払った自己負担が、ある一定額を超えたときは、その超えた分が払い戻されます。
- また所得の低い方は、その上限が減額されます。
- 医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯は「高額医療・高額介護合算制度」の申請ができます。